

7月1日から 下水道使用料を改定します

市では、市民の皆さんが健康で安全な生活が送れるよう、下水道施設の施工・維持管理など下水道事業を行っています。

下水道事業の汚水については、経費のうち約65%しか下水道使用料でまかなうことができず、不足分を一般会計からの繰入金で補てんする状況が続いており、経費の節減等経営の健全化に努めてまいりましたが、本年7月1日から下水道使用料を下表のとおり、平均13.7%(大部分の一般家庭で使用している1か月50㎡までは平均6.7%)引き上げる改定をすることになりました。

使用料は、この表により算出した額に消費税相当分を加えた額になります。今後も引き続き経費の節減を図り、下水道経営の健全化に努めてまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料料金表(2か月分)

種別	排出量	改定後料金	現行料金
一般汚水	20㎡以下	基本料金 640円	基本料金 600円
	21㎡~40㎡	1㎡につき 64円	1㎡につき 60円
	41㎡~100㎡	〃 75円	〃 70円
	101㎡~200㎡	〃 105円	〃 95円
	201㎡~400㎡	〃 130円	〃 115円
	401㎡~1,000㎡	〃 155円	〃 135円
	1,001㎡~2,000㎡	〃 200円	〃 175円
	2,001㎡~20,000㎡	〃 245円	〃 215円
	20,001㎡以上	〃 290円	〃 260円

使用料は左記により算出した額に消費税相当分を加えた額です。

くわしくは、都市計画課下水道管理係へお問い合わせください。

使用料の計算例 2か月で60㎡使用した場合

0㎡~20㎡	基本料金	640円
21㎡~40㎡	20㎡×64円	1,280円
41㎡~60㎡	20㎡×75円	1,500円
	計60㎡	3,420円
		× 1.05
	使用料	= 3,591円

この場合、現行の使用料は3,360円なので、231円の引き上げとなります。



新旧両方の料金が適用される期間の使用料はそれぞれの日数に応じた日割計算により算出します。

し尿処理手数料(汲み取り手数料)が改定されます

し尿に係る処理手数料と処理経費との適正化を図るため、7月1日から廃棄物処理手数料を改定します。し尿処理手数料(汲み取り手数料)は次のとおりとなります。

- 事業活動または不特定多数の者が使用する便所
収集回数1回につき「5,000円」を「8,000円」に改定します。
- 一般世帯が使用する便所
収集回数1回につき「2,000円」を「3,000円」に改定します。

未水洗化世帯につきましては、水洗化への早期切り替えをお願いします。また、工事現場等の仮設トイレについても、周囲への環境を配慮して、公共下水道への接続をお願いします。

問合せ環境課清掃係



「平成17年度版ごみ・リサイクルカレンダー」は届きましたか？

まだ届いていない方や、2世帯同居などで2部以上必要な方は、環境課清掃係へ連絡をお願いします。

共同住宅用カレンダーや外国語版パンフレットも清掃係窓口にて用意しています。

問合せ環境課清掃係

さい。今年度より対象者を拡大するとともに交付枚数も変更になりました。

対象世帯①生活保護受給者②児童扶養手当受給者③18歳未満の子のいる母子家庭で、一定所得以下の方。④特別児童扶養手当受給者⑤20歳未満の障害者を養育している世帯で、一定所得以下の方。⑥遺族基礎年金受給者⑦国民年金のみの加入者⑧18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方(年金コード6450の方が該当します)⑨老齢福祉年金受給者⑩明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方。⑪身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている者で、市民税が非課税の世帯⑫精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている者で、市民税が非課税の世帯⑬市長が特別の理由がある⑭⑮⑯について、不明の場合は保険年金課保険年金係にご確認ください。

交付枚数

- 1人世帯Ⅱ可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚
- 2人世帯Ⅱ可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

■3人世帯以上Ⅱ1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用小袋50枚、不燃用小袋10枚を加算した枚数を交付します。※年度途中で申請した場合は、月割りで相当量の交付になります。

交付日時 4月1日~28日の月曜~金曜日、午前9時~正午・午後1時~4時

交付場所 商工会館201会議室 ※その他の市役所開庁時間は、環境課清掃係窓口(第3庁舎2階)にて交付。なお、4月30日からは市役所環境課清掃係窓口にて交付。

■必要な物

- 印鑑(印鑑がない場合は交付できません)

■証書等

- ①生活保護法適用証明書
- ②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤老齢福祉年金証書⑥身体障害者手帳⑦愛の手帳⑧精神障害者保健福祉手帳

※ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。

※交付された指定袋を入れ持ち帰るためのバッグ等を各自ご用意ください。

問合せ環境課清掃係



南公園駐車場の規制について

ゴールデンウィーク中(4月29日~5月8日)は、南公園駐車場の開場時間が午前8時から午後7時となります。この期間中、大変混雑します。入場できる車の台数も制限がありますのでご注意ください。

問合せ地域整備課公園緑地係

リサイクルセンターからのお知らせ

引越しごみ(粗大ごみ)の申込みはお早めに!

例年4月は転居の多くなる時期です。それに伴い粗大ごみの申込みも集中します。一度の多量申込みには応じられない場合もありますので、ご容赦ください。回収物をよく取りまとめたい場合は、お申し込みください。また、粗大ごみは、前日ではなく当日の午前8時30分までに決められた場所にお出しください。ようご協力をお願いします。

問合せリサイクルセンター ☎552・1621、☎551・9150

総合治水推進週間施設見学会

日時 5月15日(日)午前10時 東京都庁集合(内容治水施設(蔵前ポンプ所・水の館、神田川環七地下調節池)の見学(バス移動)※昼食持参対象)小学4年以上(小学生は保護者同伴)定員100人※応募者多数の場合は抽選申込み4月22日(必着)までに往復はがきに全員の住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、〒163-8001東京都建設局河川部計画課 ☎03・5320・5415へ。

「奥多摩水と緑のふれあい館」春の奥多摩ミニコンサート

美しいマリンバの音色と奥多摩の自然を楽しむ2日間、ぜひお越しください。日時 4月23日(土)・24日(日)両日とも午前11時30分~午後1時30分の2回 場所 奥多摩水と緑のふれあい館1階ふれあい広場※JR青梅線「奥多摩」駅前から西東京バス「奥多摩湖」鴨沢西「丹波」小菅「峰谷」留浦「行き」のいずれかに乗車20分。「奥多摩湖」バス停下車すぐ。演奏者 マリンバデュオ 精葉樹氏 ※入館料無料 問合せ「奥多摩水と緑のふれあい館」 ☎0428・862731

まちの話題

ご近所で手を取りあつて助けあい

町会長協議会(会長・溝幸太郎富士見台町会会長)では、3月17日に「魅力的な町会・自治会を目指して」と題した研究報告会を140人の参加者を得て開催しました。地域の様々な課題の解決を目指して活動する町会、自治会では、防災、防犯に対する危機感を呼びかけたりして、一人でも多くの市民に町会・自治会に加入していただくこと。日頃のコミュニケーションを通じて、連帯感を高めることから、町会・自治会を活性化しようと訴えました。協議会内の活性化部会(部会長・青木健武蔵野台一丁目町会会長)では、一年間かけてアンケート調査や検討を重ね報告書をまとめました。当日の報告会で配布された「報告書」は図書館に配架してありますので、ぜひご覧ください。

問合せ協働推進課協働推進・男女平等推進担当

